

令和3年8月2日	
資料提供	
担当課	経営支援課
担当者	福居、小谷
電話（直通）	073-441-2890



攻めの農業実践支援事業
令和3年度 申請受付（第2回）を開始します
～和歌山県は『協業』による農業経営の発展を支援します！～

○県では、協業組織や農業法人が実践する「攻めの農業」による農業経営の発展を支援する「攻めの農業実践支援事業」を実施しています。

○令和3年8月6日（金）より、本年度の申請受付（第2回）を開始しますので、お知らせします。

■ 申請資格

- ・組織としての共通の販売戦略を持ち、生産・販売・加工などの新たな協業の取組を開始する協業組織（出荷組合などの任意団体）及び農業法人
 - ※協業組織、農業法人ともに、構成員が農業者5戸以上で、うち2戸が担い手（認定農業者、認定新規就農者など）である必要があります
 - また農業法人は、構成員が農業者5戸以上となって5年未満であることが条件です

■ 申請期間：令和3年8月6日（金）～9月7日（火）

■ 申請書類

- ・農業生産、加工、販売などの新たな協業の取組により、5年後の売上高又は利益の20%アップを目指す「発展計画」等
 - ※申請にあたっては、振興局農業水産振興課との事前協議（発展計画の内容等についての事前協議）が必要です
 - ※様式は県庁経営支援課HPからダウンロードいただけます
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/semenou/d00204271.html>)

■ 申請方法：郵送または持参により申請書類を振興局農業水産振興課に提出
(持参の場合の受付時間：平日の9時から17時まで)

■ 計画の認定審査

- ・申請後、県が主催する評価委員会においてプレゼンテーションを行っていただき、その評価結果をもとに、発展計画の認定/非認定を決定します
 - ⇒認定された場合、発展計画に位置付けられた活動や事業投資などを支援

和歌山県は『協業』による 農業経営の発展を支援します!!

協業支援の考え方

担い手が減少する中、産地の維持発展には複数の農業者が連携・経営資源を共有することで、事業基盤を強化し、生産や販売、加工、などの事業拡大を行い、雇用を生み出す『協業』が重要です。

そこで共通の販売戦略を持つ農業者5戸以上で構成される出荷組織や農業法人等が事業を拡大する取り組みを支援します。

支援を受けるには

1. 農業生産や加工、販売などで新たな協業の取り組みを展開することで、現状から5年後に向け、**売上高（又は利益）の20%UPを目指す営農発展計画を策定**します。

計画策定については振興局農業水産振興課にご相談ください。

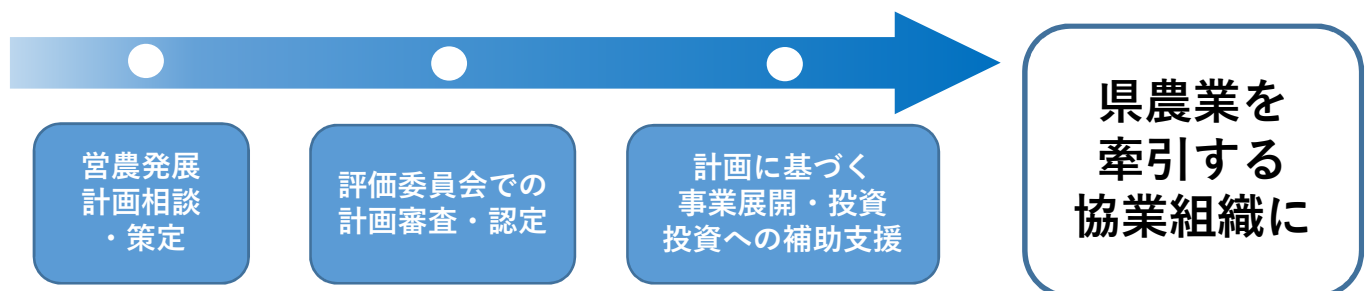
2. 策定した計画を県に提出後、県が開催する**評価委員会**で計画の**プレゼンテーション**を行い、**一定の評価を得て、県に相当と認定されること**が必要です。

評価委員会は年3回程度開催予定です。

3. 認定された営農発展計画に位置付けられた**事業投資や活動を補助金やソフト面で支援**します。

補助率は基本的に1/3以内

補助限度額は1,500～4,000万円（事業体の規模により変動）



事業の詳細は裏面をご覧ください。

◆ 支援の対象となる団体の条件は？

生産や販売、加工などのいずれかの新たな協業の取り組みを始める出荷組織等の任意団体や農業法人（いずれも構成員が農業者5戸以上でうち2戸が担い手*）が対象となります。

また、共通の販売戦略を有していること、さらに農業法人の場合は構成員が5戸以上になって5年未満が条件です。
*担い手=認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、人・農地プラン中心経営体等
 法人以外の組織の場合、既存の5戸以上の出荷組織・任意団体等であっても、新たな取り組みにより事業を拡大する計画が認められれば対象となります。

◆ どのような支援を受けることができますか？

基本的には以下の表のとおりです。提案型の事業のため、下記項目の目的に合致していれば補助対象となる可能性があります。

例えば、倉庫やトラクター、フォークリフトなどの基本的な機械施設に加えて、バックホーや運搬車、宿泊施設の整備なども支援することが可能です。

項目	支援例	補助率
生産拡大	・園地の改良整備、機械装置の導入、選別貯蔵や労働力確保に必要な施設の整備など	1 / 3 以内
	・遊休農地を購入又は借り入れた場合の土壌改良	定額
加工品づくり	・加工施設の整備・機械の導入など	1 / 3 以内
輸出等販売促進	・販売促進ツール、オリジナル包装資材作成など	1 / 3 以内
	・県の伴走支援	—
人材育成	・営業等人材雇用・専門家派遣	1 / 2 以内

◆ 発展計画の策定はどのように行えば良いですか？

まずは、最寄りの振興局にご相談ください。申請を希望される方々の現状や事業構想をお聞かせいただいた上で、営農発展計画の策定を支援します。

◆ 本事業に関するお問い合わせ先

海草振興局農業水産振興課	TEL073-441-3382	那賀振興局農業水産振興課	TEL0736-61-0025
伊都振興局農業水産振興課	TEL0736-33-4930	有田振興局農業水産振興課	TEL0737-64-1273
日高振興局農業水産振興課	TEL0738-24-2926	西牟婁振興局農業水産振興課	TEL0739-22-1443
東牟婁振興局農業水産振興課	TEL0735-29-2011	和歌山県農林水産部経営支援課	TEL073-441-2890